

濃厚接触者等の特定基準【狭山保健所HP・文科省基準】：抜粋

感染者の**濃厚接触者の候補**及び**感染者周辺の検査対象者の候補**の範囲は、感染者の感染可能期間のうち当該感染者が自宅療養（入院・宿泊療養）を開始するまでの期間^{※1}において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1：感染可能期間は、発症2日前（無症状陽性者の場合は検体採取日）から自宅療養（退院・宿泊療養）解除までの期間。

濃厚接触者の特定基準	
	感染者と同居していた者
	感染者と長時間（車内、航空機内等を含む）の接触があった者
	手で触れることのできる距離（目安1m）で、マスク無しで、感染者と15分以上の接触があった者 ※マスク着用が不適切（鼻マスク・顎マスク等）な状態にないこと
	適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
	感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
	感染者と医療従事者が共にマスクを着用せず、外来診察など近い距離で対応した場合は、3分以上でも感染リスクが発生する可能性がある。

感染者周辺の検査対象者の候補（いわゆる接触者・拡大PCR対象者）	
①「3つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境 ②集団生活を行うなど濃厚接触が生じやすい環境 ③同一環境から複数の感染者が発生している事例 上記①②③において、下記に該当する場合	
	感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）
	物理的な距離が離れていても接触頻度が高いもの
	寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
	換気が不十分、三つの密、（食堂・休憩室・更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した

Q：濃厚接触者と濃厚に接触した人は濃厚接触者？

→PCR検査で陰性と判定された濃厚接触者と濃厚に接触した人がいても濃厚接触者ではない。